

ダウンロード

○杉並区介護保険施設等監査要綱

杉並区介護保険施設等監査要綱

平成24年3月28日

杉並第66758号

改正 平成27年3月18日杉並第65569号 平成28年3月31日杉並第66090号
 平成30年3月20日杉並第66829号 令和2年7月27日杉並第22497号
 令和5年9月8日杉並第31073号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険給付及び第1号事業支給費（以下「保険給付等」という。）の適正化を図り、サービスの質を確保するため、介護保険に係る各種サービスを提供する事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対し、杉並区（以下「区」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条及び別表の規定に基づいて行う介護給付、予防給付又は第1号事業（以下「介護給付等」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求に係る監査に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

(介護保険施設等)

第2条 区長は、次に掲げる介護保険施設等に対して、介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬等の請求について監査を行う。

- (1) 指定居宅サービス事業者等（以下「指定居宅サービス事業者」という。）
- (2) 指定地域密着型サービス事業者等（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）
- (3) 指定居宅介護支援事業者等（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）
- (4) 指定介護老人福祉施設の開設者等（以下「指定介護老人福祉施設開設者」という。）
- (5) 介護老人保健施設の開設者等（以下「介護老人保健施設開設者」という。）
- (6) 指定介護医療院の開設者等（以下「指定介護医療院開設者」という。）
- (7) 指定介護予防サービス事業者等（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）
- (9) 指定介護予防支援事業者等（以下「指定介護予防支援事業者」という。）
- (10) 指定事業者等（以下「指定事業者」という。）
- (11) その他特に区長が必要であると認めた事業者又は施設の開設者

(監査方針)

第3条 監査は、前条各号に掲げる事業者又は開設者等（事業者であった者、事業所の従業者又は事業所の従業者であった者を含む。）の介護保険施設等における介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認める場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため実施する。

- (1) 介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- (4) 介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき区市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

(監査対象となる介護保険施設等の基準)

第4条 監査は、杉並区介護保険施設等指導要綱（平成24年3月28日杉並第66757号）第8条に基づくもののほか、次の各号のいずれかに該当する情報を基に、前条第1号から3号まで（以下「指定基準違反等」という。）又は同条第4号（以下「人格尊重義務違反」という。）の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 次に掲げる要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 区市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる情報

エ 連合会又は他の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムを基に行う、区の分析から特異傾向を示す介護保険施設等の情報

カ その他介護保険に関する情報

(2) 法第23条により運営指導を行った区市町村長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が介護保険施設等について認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反の情報

(3) 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の業務管理体制の不適正な整備・運用状況の情報

（監査方法等）

第5条 区長は、指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査について、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等を含む。）

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 区長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての区市町村に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図る。

3 第1項の規定は、指定権限等が都道府県にある介護保険施設等を監査の対象とする決定をした場合の区長が行う通知について準用する。

4 区長は、指定又は許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図る。

5 区長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。ただし、都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、これを省略することができる。

（行政上の措置）

第6条 区長は、介護保険施設等（指定又は許可権限が区にあるものに限る。以下この条において同じ。）に指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める方法により勧告、命令、指定の取消し等の行政上の措置を行う。

(1) 勧告 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるとともに、勧告をした場合において当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

- (2) 命令 介護保険施設等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示するとともに、命令をした場合において当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとつた措置について報告を求める。
- (3) 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第78条の10各号、法第84条第1項各号、法第115条の19各号、法第115条の29各号及び法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合において、介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。
- (4) 区長は、監査の結果、第3号の規定による指定取消し等の処分を行ったとき（法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合を除く）は、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第78条の11第4号及び第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。
- (5) 監査結果の通知 監査の結果について文書により通知する。ただし、第1号から前号に該当する場合にあってはそれらの通知により代えることができ、第1号から前号に該当しない場合又は改善を要すると認められた事項が存する場合にあってはその旨を通知し、期限を定めて報告を求める。

（聴聞等）

第7条 区長は、監査の結果、介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、当該介護保険施設等に対して、杉並区行政手続条例（平成7年条例第28号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（経済上の措置）

第8条 区長は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、介護保険施設等が偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、法第22条第3項又は杉並区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年3月31日杉並第66698号）第17条の規定に基づき、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、徴収を行うとともに、当該保険給付等に関する保険者に対し、徴収を行う旨通知する。

- 2 区長は、法第22条第3項の規定により不正利得に対する徴収を行う場合にあっては、原則として、同項の規定に基づき返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月8日杉並第31073号）

- 1 この要綱は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号の指定を現に受けている平成18年旧介護保険法第8条第26号に規定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者（これらの従業者であった者を含む。）に対して行う監査に関する事項は、施行日から令和6年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表（第1条関係）

介護保険法

条項	見出し	対象者	概略
第76条	（報告等）	指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業	区長は、対象者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を

		所の従事者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者	命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第78条の7	(報告等)	指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	
第78条の9	(勧告、命令等)	指定地域密着型サービス事業者	区長は、指定地域密着型サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。
第78条の10	(指定の取消し等)	指定地域密着型サービス事業者	区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第83条	(報告等)	指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	区長は、対象者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第83条の2	(勧告、命令等)	指定居宅介護支援事業者	区長は、指定居宅介護支援事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。
第84条第1	(指定の取消)	指定居宅介護支援事業者	区長は、指定の基準を満たさない等

項	し等)		に該当する場合においては、当該居宅介護支援事業者に係る第46第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第90条	(報告等)	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従事者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従事者であった者	区長は、対象者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第100条	(報告等)	介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従事者	
第114条の2	(報告等)	介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従事者	
第115条の7	(報告等)	指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	
第115条の17	(報告等)	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又または指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	
第115条の18	(勧告、命令等)	指定地域密着型介護予防サービス事業者	区長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと、条件に従うこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。
第115条の19	(指定の取消し等)	指定地域密着型介護予防サービス事業者	区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定め

			てその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第115条の27	(報告等)	指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	区長は、対象者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第115条の28	(勧告、命令等)	指定介護予防支援事業者	区長は、指定介護予防支援事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。
第115条の29	(指定の取消し等)	指定介護予防支援事業者	区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第58条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
第115条の45の7	(報告等)	指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従事者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従事者であった者	区長は、対象者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第115条の45の8	(勧告、命令等)	指定事業者	区長は、指定事業者が、区で定める基準を満たしていない場合、指定を行うに当たって付された条件に従わない場合等に該当すると認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、基準を満たすこと等適切な措置をとるべきことを勧告、公表、命令することができる。
第115条の45の9	(指定事業者の指定の取消し等)	指定事業者	区長は、指定の基準を満たさない等に該当する場合においては、当該指定事業者に係る第115条の45の3の

			指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
--	--	--	--